

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和8年10月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第121号

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置)

第3条 条例第19条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第22条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。



(2) 児童に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(3) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に引き渡すこと。

(乳児院の設備の基準)

第5条 条例第31条第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院 寝室の面積にあつては乳幼児1人につき2.47平方メートル以上、観察室の面積にあつては乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(2) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(乳児院の長の資格)

第6条 条例第33条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が3年以上であること又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第22条の2第1項第4号の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了することとする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、法第13条第3項第3号に規定する内閣府令で定める施設（以下「指定施設」という。）における相談援助業務（国、都道府県又は区市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第18条第1項に規定する社会福祉主事（以下「社会福祉主事」という。）となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(乳児院における養育)

第7条 条例第34条第1項に規定する養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段

階に応じて必要な授乳、食事、排せつの世話、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動を提供するとともに、乳幼児の健康状態を把握し、条例第21条第1項の規定により行う健康診断及び必要に応じた感染症等の予防処置を実施することとする。

(母子生活支援施設の設備の基準)

第8条 条例第39条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室は、調理設備、浴室及び便所を設け、1世帯につき1室以上とすること。
- (2) 母子室の面積は、30平方メートル以上とすること。

(母子生活支援施設の長の資格)

第9条 条例第41条第1項第5号の規則で定める基準については、第6条の規定を準用する。

(保育所の設備の基準)

第10条 条例第47条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

2	待避上有効なバルコニー
3	建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
4	屋外階段

ウ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(2) 保育室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、

		同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(児童厚生施設の職員)

第11条 条例第55条第2項第6号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置す

る児童厚生施設にあっては、区長）が適当と認めたものであることとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する大学又は旧大学令第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者

（児童養護施設の設備の基準）

第12条 条例第58条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすることができる。
- (2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (3) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

（児童養護施設の長の資格）

第13条 条例第60条第1項第5号の規則で定める基準については、第6条の規定を準用する。

（児童指導員の資格）

第14条 条例第61条第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専

修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者

(2) 学校教育法第1条に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(3) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者

(4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者

(福祉型障害児入所施設の設備の基準)

第15条 条例第67条第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすることができる。

(2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(3) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。

(児童発達支援センターの設備の基準)

第16条 条例第78条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室の1室の定員はおおむね10人とし、面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(条例第79条第6項に規定する保育所等に類する施設として規則で定めるもの)

第17条 条例第79条第6項に規定する保育所等に類する施設として規則で定めるものは、認証保育所（法第35条第4項の規定による認可を受けていない保育施設であつて、東京都知事が認証したものをいう。）とする。

(児童心理治療施設の設備の基準)

第18条 条例第83条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室の1室の定員は、4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

(2) 男子と女子の居室を別にすること。

(3) 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(児童心理治療施設の長の資格)

第19条 条例第85条第1項第5号の規則で定める基準については、第6条の規定を準用する。

(児童自立支援施設の設備の基準)

第20条 条例第90条第2項の規則で定める基準については、第12条(第1号ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、男子と女子の居室は、区別して設けなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格)

第21条 条例第92条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が5年以上(同項に規定する人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上)であることとする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、指定施設における相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童自立支援専門員の資格)

第22条 条例第93条第7号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者又は社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したこ

とにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(2) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(3) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(4) 高等学校、中等教育学校若しくは中等学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により同法第1条に規定する大学への入学を認められた者、旧大学令第1条に規定する大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条各号に掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）における第5条各号、第8条各号又は第12条第1号の規定の適用については、第5条各号中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、第8条第1号中「母子室は、調理設備、浴室及び便所を設け」とあるのは「母子室は」と、同条第2号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第12条第1号中「4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上

とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下」とあるのは「15人以下」と、「ことができる」とあるのは「こと」と読み替えるものとする。

- 3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされる施設における第8条第2号又は第12条第1号の規定の適用については、第8条第2号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第12条第1号中「4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすることができる」とあるのは「15人以下とし、面積は1人につき2.47平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。

